

2018 年 9 月 29 日

成蹊大学法科大学院

2016・2017 年度自己点検・評価報告書（以下「今回の報告書」と略記。）の作成と合わせて、本法科大学院外部運営評価会および学習院大学法科大学院にそれぞれ外部評価をお願いしたところ、特に、新入学者がおらず年々学生が減っていく中での授業運営のあり方の問題や、そこにおいて相対的に重要となっていく修了生へのサポートの問題など、学生募集停止の状況下で本法科大学院の重要課題となっていることがらに関連するご指摘を種々頂戴しました。これに関しては、今回の点検・評価が、従来の経緯をふまえ日弁連法務研究財団の法科大学院評価基準の枠組みに準拠して行ったものであり、それは、枠組みとしては、募集停止という特殊な状況を念頭に置いたものではなかったという事情がありました。そのため、ご指摘のあった諸項目に関して、今回の報告書の記述は必ずしも本法科大学院の置かれた特殊な状況に焦点を絞ったものにはなっておりません。そこで、今回の報告書を補うものとして、それぞれのご指摘に対し口頭でお答えしていたところも含め、以下、若干の説明を追加します。

#### ○在学生の教育・指導環境の維持

本法科大学院の学生募集停止の決定に際しては、①募集停止以降、正規の学生が在籍する間は、現在の教育・指導環境を維持すること（その前提として、本法科大学院は正規の学生がいなくなるまでは存続する。）、②本法科大学院の課程を修了し司法試験を受験する者に対しては、現行の支援体制を維持し、あるいはそれに相当する体制を提供することが、2016 年 3 月の大学評議会において大学の基本方針として確認された（報告書 1-6〔13 頁〕）。これらのことは、2017 年 2 月の学長所信表明により再度確認されている。

以上の基本方針のうち、前段部分に関しては、当該方針の具体的実行として、学生の教育・指導を担ってきた従来の教員組織および事務組織を維持すること、トータル支援プログラムとして行われているチューターおよび相談員による学習指導の体制を維持すること、西 1 号館および丸の内サテライトオフィスの施設、図書利用・データベース利用などの環境を維持すること等の諸項目が問題となるが、現在のところ、これらに関しては従来の水準がおおむね維持されているとすることができる。ただし、これからさらに学生数の減少が進行していく中で、これまでの組織・施設等が今後もそのまま維持されるかどうかの問題は存在する。

## ○在学生等への情報提供・意見聴取

在学生・研究生等に対しては、募集停止が決定された直後の説明会の開催をはじめとして、本法科大学院の現状と今後の見通しについての情報提供を行い、また、学生の側からの不安や要望を聴取することに努めている。

個別の問題点で言うと、募集停止は在学生にとって他の法科大学院への転学等を考える契機となりうるものであり、そのような学生の選択のために必要な情報提供等のサポートを行うことは、本法科大学院の責務であると考えられる(その旨のアドバイスも頂戴した)。そこで、この点に関しても学生との個別面談などで意向把握を心がけているが、現在のところそのような転学等の意向は察知していない。また、客観的に見ても、ほとんどが有職の社会人であり、本法科大学院以外で学業を継続できるような転学の可能性はかなり限られているのが実情であろう。

## ○学生数の減少によって生ずる教育・指導上の諸問題

募集停止の必然的な結果として、在学生の数は年々減少しており、このことは、学生の教育・指導の条件の面で種々の影響をもたらすものである。

(1) 1クラスの受講者が少人数になり、さらには1人にまでなってしまうことは、当然ながら、受講者が相互の議論によって刺激し合い、みずからの弱点を認識してその克服に役立てるという機会を失わせ、あるいは減少させる。そこで、教員が個々の学生の学修状況に見合った適切な指導を行ってそのようなマイナスをできるだけ補うことが求められるところであり、そのため、FD会議等を通じ、学生一人ひとりの状況や必要な指導の観点等を教員相互間において共有するよう努めている。また、教員相互間のみならず、教員とチューターの間でも、個々の学生の状況についての情報共有を図っている。なお、これらの情報共有にあたって、個人情報への過度の開示・拡散が生じないように注意を払っていることは言うまでもない。

(2) 在学生の数が減少すると、その結果、開講される授業科目数も減少する。このことがもたらす影響として、本法科大学院の場合、もともと、余力のある学生が正規の科目履修以外に追加的学修のために授業を聴講すること認めているところ、ある科目について正規履修者がいないことによるいわゆるゼロ人休講は、聴講による追加的学修の機会をも失わせることになる。そこで、正規履修者がいなくても聴講希望者がいる場合には当該科目を開講するという措置(特例開講)を2016年度後期から導入した(報告書4-1、4-4〔34頁、44頁〕)。その実施事例はこれまでに相当数存在する。

(3) 各科目の受講者が少人数になることで、成績評価に関しても問題が生ずる。本法科大学院では、従来から、成績評価(S・A・B・C)の分布割合も含めて成績評価基準を定め、各教員の行う成績評価の厳格性・客観性の確保に努めているが、各科目の受講者の数が小さくなると、評価分布割合に関する基準の適用に困難が生ずる。そのこともあって、2016年度からは、全科目についての成績評価分布の一覧表をFD会議で配布して専任教員全体でチェックすることとしている(報告書7-1〔63～64頁〕)。

#### ○修了生へのサポート

(1) 本法科大学院は、従来から、修了生の司法試験受験をサポートするために研究生制度を設け、運用してきている。研究生は、在學生と同様に、自習室・図書室・データベース等を使用することができ、また、トータル支援プログラムにもとづくチューター・相談員による指導および助言を受けることができる。

在學生の数が減少していく中で、人数のうえでも研究生のウェイトが大きくなり、本法科大学院の課題としての重要度の点でも、研究生のサポートをどのように行っていくかということが重要性を増している。トータル支援プログラムの運用においては、2015年度から、在學生と同様に研究生についてもチューター担任制を導入した(報告書6-8〔62頁〕)。研究生の多くは有職の社会人であり、チューター等の指導を受けるについての時間的制約が大きい、本法科大学院としても、研究生によるトータル支援プログラムの利用を推奨し、そのための措置を種々講じているところである。

法科大学院の正規の授業に関しては、従来は研究生の聴講の制度は存在しなかったが、2017年度からこれを制度化し、さらに、在學生に正規履修者がいなくても聴講希望者がいる場合の特例開講の措置(上述)を、聴講を希望するのが研究生のみである場合にも認めることとして、研究生の、いわば課程修了後における追加的な学修の機会の拡充を図っている(報告書4-4〔44頁〕)。このようなもっぱら研究生のための特例開講の実施事例は、すでにいくつか存在する。

(2) 本法科大学院修了後、研究生とはなっていないが司法試験受験の資格と意志を持ち続けている修了生は、多数存在すると考えられ、現に、その中からも若干名が司法試験に合格している。したがって、以上の研究生制度にもとづくサポートのほか、研究生でない修了生に対して何らかのサポートをすべきかどうか、重要な課題ではある。そのような観点から、これまで、司法試験受験に関してのアンケート調査を修了生に対して行ったことはあるが、十分な調査結果は得られていない。

(3) 将来、正規の学生がいなくなると本法科大学院が廃止される場合でも、その後の一定期間、司法試験受験の資格と意志を有する修了生へのサポートを引き続き行う必要がある。どのような体制のもとでどのようなサポートを提供するのか、今後の検討課題である。

(以上)